

医療法人宝持会 池田病院 面会運用規定

(目的)

1. 本規定は、医療法人宝持会 池田病院（以下、当院という）の入院患者への面会について必要な事項を定め、十分な安全確保・感染拡大防止対策・防犯対策に配慮しつつ、入院患者と家族の交流を図ることで患者の心身の安定に資することを目的とする。

(基本方針)

2. 当院は、患者と家族等との交流が患者の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

(面会運用について)

3. 当院における入院患者への面会は下記に掲げる運用にて行うこととする。

1) 面会について

(1) 面会時間 14時00分～19時30分

(2) 面会手続き場所

- | | | |
|-------|--------|------------|
| ・総合案内 | 平日 | 14時～17時 |
| ・1階受付 | 平日 | 17時～19時30分 |
| | 土、日、祝日 | 14時～19時30分 |

(3) 面会受付方法 面会者は、面会手続き場所にて「来院簿」に必要事項を記入し詰所へご提示する。

また名札【面会者】を首から下げて面会する。

(4) 1回の面会時間 30分

(5) 面会可能人数 5名まで

病室での面会は2名までとし、デイルームでの面会は5名までとする。

(6) 面会可能な方 発熱（37.0℃以上）・風邪症状のない方

入院患者の家族またはお知り合いの方

(7) 面会場所 病室内・デイルームでの面会が可能

(8) その他 荷物については、面会の際に直接患者様に受け渡しが可能

(面会における留意事項について)

4. 入院患者に面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1) 静粛を旨とし、他の患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。

2) 病院が定める面会受付方法や面会時間・人数・面会可能な（続柄）・指定された面会場所を守ること。

3) 病院敷地内での飲酒・喫煙など、院内で禁止された行為を行わないこと。

4) 見舞い品として飲食物等を持ち込む場合、患者が入院する病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者の許可を得てこれを行うこと。

5) その他、入院患者や職員に対して迷惑となる行為を行わないこと。

※ 前項目に違反した場合、病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者は、直ちにその面会を中止することができる。

(主治医判断による面会の制限と緩和について)

5. 患者の主治医が当該患者の病状等を鑑みて、医学的知見から面会を行うことが不適切と判断した場合は、個別に面会を制限することができる。

なお、面会制限は必要最小限とする。

また、病状説明、重症患者、終末期、主治医または病院が必要とした場合は面会を緩和できる。

(本規定の定期的な見直しについて)

6. 本規定については、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(特例措置)

7. 感染症流行時の対応については、状況に応じた措置を講じることができる。

本規定は 2026 年 6 月 1 から施行する